

# 定 款

一般社団法人 鳥取県食品衛生協会

# 一般社団法人鳥取県食品衛生協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県食品衛生協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会の主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 協会は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品営業関係者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及啓発を行い、公共の利益となる事業の速やかな推進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関わる情報の収集及び調査研究に関する事業
- (2) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業
- (3) 食品営業賠償共済及び会員の福利厚生に関する事業
- (4) 食品衛生指導員の養成及び教育研修並びに活動の支援に関する事業
- (5) 食品衛生の顕彰に関する事業
- (6) 食品衛生責任者の教育に関する事業
- (7) 食品衛生行政に対する協力に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した食品衛生協会
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 協会の会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及

び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び事業報告書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は正会員を代理人として決議を委任することができる。この場合において前条の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 理事のうち3名を副会長、1名を専務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 協会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 協会の監事には、協会の理事（親族その他特別な関係がある者を含む。）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別な関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、総務部長、指導員部長又は共済部長を兼務し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（顧問）

第28条 協会に任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
- 3 顧問は、再任されることができる。
- 4 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問の報酬は、無償とする。  
(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 専門部会等

(部会等)

第36条 協会は、必要に応じ、協会の目的を達成するために、専門の部会又は委員会を置くことができる。

- 2 前項の部会又は委員会の設置及び運営に関する規程は、理事会が定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第37条 協会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第38条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日までに、前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類は総会に提出し、うち、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を協会の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 雑 則

（補足）

第45条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）
- 2 協会の最初の会長は望月進、副会長は米澤功、山崎孝夫及び森田泰士、専務理事は山崎達郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。